

答 申 第 2 8 6 号

令和 6 年 2 月 2 1 日

奈良県知事 殿

奈良県情報公開審査会

会 長 野 田 崇

奈良県情報公開条例に基づく開示決定等の期限等の取扱いについて（答申）

令和 5 年 10 月 16 日付け法文第 476 号で諮問のあった事項については、下記のとおりです。

記

奈良県情報公開条例に基づく開示決定等の期限等の取扱いについては、奈良県情報公開条例第 4 条及び第 13 条の運用として、妥当である。